

児童心理治療施設の新設に向けた基本的な考え方（案）

1 本市の現状・課題

- ・一時保護児童数が増加しており、なかでも心理的ケア、治療を必要とする児童の一時保護が増加している。
- ・施設入所や里親委託、家庭引き取りが円滑に進まずに、児童によっては一時保護が長期化している。
- ・児童養護施設、里親等での生活の不適応（施設、里親不調となった）児童に係る施設、里親からの一時保護要請件数が増加している。
- ・他自治体の児童心理治療施設に定員割愛により入所できた場合でも、立地が遠いことで、家族や支援者への負担、施設退所後の児童の地域生活との連続性の構築が困難である。
- ・虐待等の影響により、心理的ケア、治療を必要とする児童が増加しており、治療的な視点での生活支援や教育との連携等、児童の特性等に応じた支援をすることが必要である。
- ・社会的養護に関わる支援者の専門性の向上及び蓄積、関係機関の連携体制の強化等に向けた取組が必要である。

2 施設設置の基本的な考え方

民設民営による児童心理治療施設の設置により、上記の課題に可能な限り早く対応するとともに、これまで児童養護施設等だけでは対応が困難であった心理的ケア、治療を必要とする児童に対し、心理治療等を集中的に提供できる支援体制とする。

また、児童心理治療施設から関係機関への専門的な視点でのアドバイスや指導等により、社会的養護を担う支援者の専門性の向上及び蓄積を図るとともに、連携体制を強化し、本市全体としてのチームワークの構築を目指すことで、個々の児童に応じたより適切な支援を行う。

3 施設運営の基本方針

家庭のほか、里親、児童養護施設等では適応困難な子どもを入所又は通所させて、心理治療、生活支援、教育等、施設での生活を通して評価及び支援方法の確立を行うとともに、そこで得られた知見を退所後の生活の場となる家庭、里親、児童養護施設等と伴走しながら引き継ぐ視点をもって共有し、児童の自律に向けて市全体で連携した支援を行う。

4 機能・設備

（１）機能

施設では、入所及び通所による支援のほか、診療所機能も有すること

- ・診察、診断、カウンセリング、心理療法等の治療機能
- ・服薬管理や食事、睡眠支援等の日常生活支援機能
- ・退所後の生活の場となっている家庭、里親、児童養護施設等への継続的な支援機能
- ・個別の教育的ニーズや障害の特性等に応じた教育機能
- ・社会的養護に関わる支援者の専門性の向上及び蓄積のためのスーパーバイズ機能

(2) 設備

児童心理治療施設の設備の基準である児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室、便所のほか、次の設備を設けること

- ・施設内学級（特別支援学級分教室等）の教室、家庭科室、木工室、体育室、職員室等
- ・診療所のための診療室等
- ・研修室、会議室
- ・面接室
- ・施設において、小規模化グループによるケアを推進することとし、ケア単位の定員は5～6人とする
- ・施設内は、幼児や身体障害者等の利用にも配慮した空間とすること

5 運営方法

社会福祉法人等の民間団体による設置・運営

6 設置予定地・施設規模

設置予定地：民間団体が購入又は借用見込の土地

公共交通機関の利用が見込める立地とすること

定員：入所30人 通所10人

7 設置に向けた公的支援策

- ・施設整備費に対する補助
- ・開発行為等に係る行政手続きや各種事務に対する支援
- ・設置予定地の地元住民説明等への同行
- ・運営方法等の習得に係る既存児童心理治療施設への協力依頼
- ・人材育成に関する支援

8 設置スケジュール

令和5年度 新設に向けた考え方の検討・決定

令和6年度 運営法人の公募、整備・運営に向けた各種調整

令和7年度 施設設計、建設工事、開所に向けた準備

令和8年度 建設工事、開所に向けた準備

令和9年度 開所